

# <要保管>

## 組合員継続（預金口座振替）について

- 【1】提出書類 生協継続利用届出書・預金口座振替依頼書
- 【2】届け出いただいた期間（給与控除できない期間）の生協利用代金（生協カード利用代金、各種保険料など）は、指定口座からの自動振替となります。
- ※請求明細書及び領収書の発行は行いませんのでご了承ください。

当生協ホームページ 組合員専用サイト（パソコン・スマホ等）においてご利用明細を確認できますので、こちらをご利用いただけますようお願いいたします。

- 【3】取り扱いできる金融機関は下記の本・支店・出張所となります。

銀行名	コード	銀行名	コード	銀行名	コード
常陽銀行	0130	中央労働金庫	2963		

- 【4】口座振替日 毎月21日（休業日の場合は翌営業日）
- 【5】口座振替の手数料（50円）は組合員負担となりますので、請求額に加えて口座振替いたします。
- 【6】氏名、住所、電話番号、派遣・異動先 等を変更される際は、至急ご連絡ください。
- 【7】職場に復帰される際は、下記までご連絡ください。

（注意）捨て印は訂正印として扱えませんので、訂正の場合は、訂正箇所に訂正印を押してください。

問い合わせ先  
茨城県庁生活協同組合 事務室  
〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
TEL 029(301)6150 FAX 029(301)6159  
<URL> <http://www.fureai-iks.com>  
<E-mail> [iks@fureai-iks.com](mailto:iks@fureai-iks.com)